

市川市アイ・リンク情報コーナー管理運営業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名 市川市アイ・リンク情報コーナー管理運営業務委託

2. 目 的

本業務は、アイ・リンクタウンいちかわ ザ タワーズ ウエスト45階フロアにあるアイ・リンク情報コーナーに観光・物産紹介コーナーを開設し、観光資源や物産品等の紹介や販売を実施して、市川市の観光・物産の認知度を上げることにより、本市の観光交流の推進及び地域経済の活性化に寄与するとともに、喫茶スペースを設けて憩いと交流を創設することを目的とする。

3. 委託場所

市川市市川南1丁目10番1号

ザ タワーズ ウエスト45階フロア一部のアイ・リンク情報コーナー

4. 委託期間

令和8年6月1日から令和8年12月28日まで

5. 一般事項

(1) 観光・物産紹介コーナーの対象エリア（別紙1参照）

① 場 所 アイ・リンク情報コーナー

② 対象面積 : 約 111.78 m²

③ 区分面積 I（東側） : 63.22 m²

II（北側） : 27.86 m²

III（パーテーションで区切られた倉庫部） : 約 20.7 m²

④ 情報コーナー壁面：掲示スペースの寸法

A : 3,600×1,000（パネル5枚分）

B : 2,900×1,000（パネル4枚分）

C : 5,400×1,000（パネル7枚分）

D : 3,600×1,000（パネル4枚分）

(2) 業務実施上の留意点

① 業務実施に当たっては、委託者の当該事業の運営上の考え方を踏まえて行うものとし、委託者との連絡を密にし、協議を行いながら実施するものとする。

- ② 受託者は、紹介・販売業務を円滑に遂行するために必要な業務従事者を適正に配置するとともに、業務管理上、業務責任者（物品販売経験 5 年以上）を定めるものとする。業務責任者の当該施設における実働時間は委託者と協議するが、業務管理上 1 日 1.5 時間以上は確保するものとする。
- ③ 当該委託場所は複合施設であることから、他施設運営や施設利用者への影響などに充分留意して業務を実施するものとする。

6. 業務内容

(1) 観光・物産の紹介

受託者は、5（1）に示すエリアにおいて、情報コーナー壁面を活用するとともに、パンフレットスタンド、展示ケース等を利用し、市川市の観光資源や物産を紹介するものとする。（別紙1参照）

- ① 受託者は情報コーナーの壁面に掲示スペースを設営する。掲示スペースの寸法は 5（1）④に示すとおりとし、掲示方法は、委託者が設置したピクチャーレールを活用したパネル展示方式を採用するものとする。掲示方式を変更する必要がある場合は、委託者と協議のうえ決定するものとする。
 - ・ 掲示するパネル等については、委託者が提供するデータ（文章・写真・図等）をもとに編集・校正し、パネルを制作するものとする。パネルの仕様は別紙2に記載のとおりとする。
 - ・ パネルについては、必要に応じて過年度に制作されたものも活用し、原則として毎月入れ替えるものとする。
- ② 受託者は、別紙4に示す掲示スペースC,D周辺に、既存のパンフレットスタンドを設置し、委託者が提供する市川市や近隣地域の観光・物産に関するパンフレット等を掲示するものとする。
- ③ 受託者は別紙1に示す位置にある、物産及び観光の展示ケースに、観光資源に関する展示品や物産品等を展示する。展示品・物産品等の見本は、既存の物品の借り入れを原則とするが、ケース内の装飾等及び展示品の借り入れ・運搬・配置・入れ替え等については受託者が実施するものとする。

(2) 物産品等の販売

受託者は、販売コーナーを設置し、市川市の各施設（動植物園等）や市川市の伝統的工芸品、地域ブランド、市川みやげに関する商品等の物産品等及び近隣地域の観光に資する物産品等を販売する。

- ① 設置場所は、別紙1に示す倉庫前のアイランドカフェ喫茶提供スペースと展示ケース上で、設置スペースは幅 4.9m奥行き 80 cmを標準とする。
- ② 販売する物産品等及び納入方法は、市川市の各施設、市川市観光協会、市川地域ブランド協議会、市川パン菓子商工組合等（以下「販売元」という。）と調整し、委託者と協議して決定する。

- ③ 物産品等の販売品目は、市川市の各施設の物産品 20 品目程度、その他の物産品等 20 品目程度を目安とする。
- ④ 市川市の各施設の物産品等の販売については、「アイ・リンク情報コーナーの飲料及び物産品等売払代金徴収事務委託契約書」に基づき徴収事務を行う。
- ⑤ ④に示す市川市の各施設以外の物産品等の販売は代行販売とし、代金の受け渡し方法は、販売元と調整し、委託者と協議して決定する。
- ⑥ 受託者は、物産品等の仕入れや納品等の商品管理を行い、月末毎に売り上げ状況等を委託者に報告する。

(3) 喫茶サービスの提供

受託者は、別紙 1 に示すアイランドカフェ喫茶提供スペースにおいて、喫茶コーナーを設置し、営業時間中に、希望する来場者に対して有料で飲料を提供する。

- ① 委託者が用意したアイランドカフェ喫茶提供スペース、テーブル、椅子、冷凍冷蔵庫、製氷機、電子レジスター、給水設備、電気コンロ等を活用し喫茶サービスを提供する。
- ② 飲料売払収入については、「アイ・リンク情報コーナーの飲料及び物産品等売払代金徴収事務委託契約書」に基づき、徴収事務を行う。
- ③ 飲料のテイクアウトを可能にする。
- ④ 飲料の品目や仕入れ方法、価格は委託者と協議して決定する。
- ⑤ 飲料の購入は委託者が行い、その費用も委託者が負担する。
- ⑥ 受託者は飲料の商品管理を行い、月末毎に売上状況等を委託者に報告する。
なお、飲料の賞味期限切れに伴う廃棄について、受託者は業務責任者の立ち合いの下行うこととし、売上状況等とともに廃棄数量を委託者に報告するものとする。
- ⑦ 受託者は市川保健所において食品衛生法による喫茶店営業の許可を受ける。
- ⑧ 喫茶サービスの提供において発生した売上は委託者が受領するものとする。
なお、飲料及び物産品等売払代金徴収事務を行う場合に必要なり銭は、受託者が用意するものとする。
- ⑨ 受託者は業務責任者主導の下、一連の業務において、業務従事者による横領等不正な行為が起きていないか確認するとともに、不正な行為が起きないよう業務従事者への注意喚起を定期的に行うものとする。

(4) その他

- ① 受託者は、アイ・リンクタウン展望施設や周辺で開催されるイベントのうち、委託者が実施するイベントやアンケート調査等に協力するものとする。また、受託者は、委託者がイベント時などに行うアンケート調査について、記入の呼びかけなどの協力を行う。アンケート投函箱の設置、回収等は委託者が実施する。
なお、受託者が協力するイベントの内容については、委託者と別途協議するもの

とする。

- ② アイ・リンクタウン展望施設において、委託者及びザ タワーズ ウェスト施設管理組合等が実施する防火及び防災訓練に参加する。
- ③ 受託者は業務開始時に委託者よりアイ・リンク情報コーナーの鍵を受け取り、業務終了時に委託者へ鍵を返却するものとする。また、受託者は鍵の受け取り及び返却時に、委託者が用意する鍵の管理簿に日時、使用者の氏名を記入するものとする。

なお、受託者は業務責任者主導の下、鍵の紛失等がないように保管・管理を厳正に行うものとし、不正な持ち出しや複製は禁止する。

7. 業務実施日及び業務時間

(1) 業務実施日

別紙3「業務実施予定日」に指定された日（ただし、業務の都合上、委託者と受託者との協議において実施日を定めた場合はこの限りでない。）

(2) 業務時間

午前11時30分から午後6時00分とする（内、1時間休息）。

(3) 開設時間

正午から午後5時30分とする。

8. 添付資料

- 別紙1 アイ・リンク情報コーナー内 配置図
- 別紙2 パネル制作仕様
- 別紙3 業務実施予定日
- 別紙4 掲示スペース及び展示ケース設置場所
- 別紙5 完了届

9. 提出書類及び報告書

(1) 提出書類

受託者は、業務の実施にあたり、以下の書類を委託者に提出するものとする。

- 1. 実施体制、全体工程、業務責任者名、業務従事者名、委託者から借用する鍵の保管方法等を記載した事業計画書
- 2. 食品営業許可を証明する書類（写し）

(2) 報告書等

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、次に掲げる報告書等を委託者に提出するものとする。

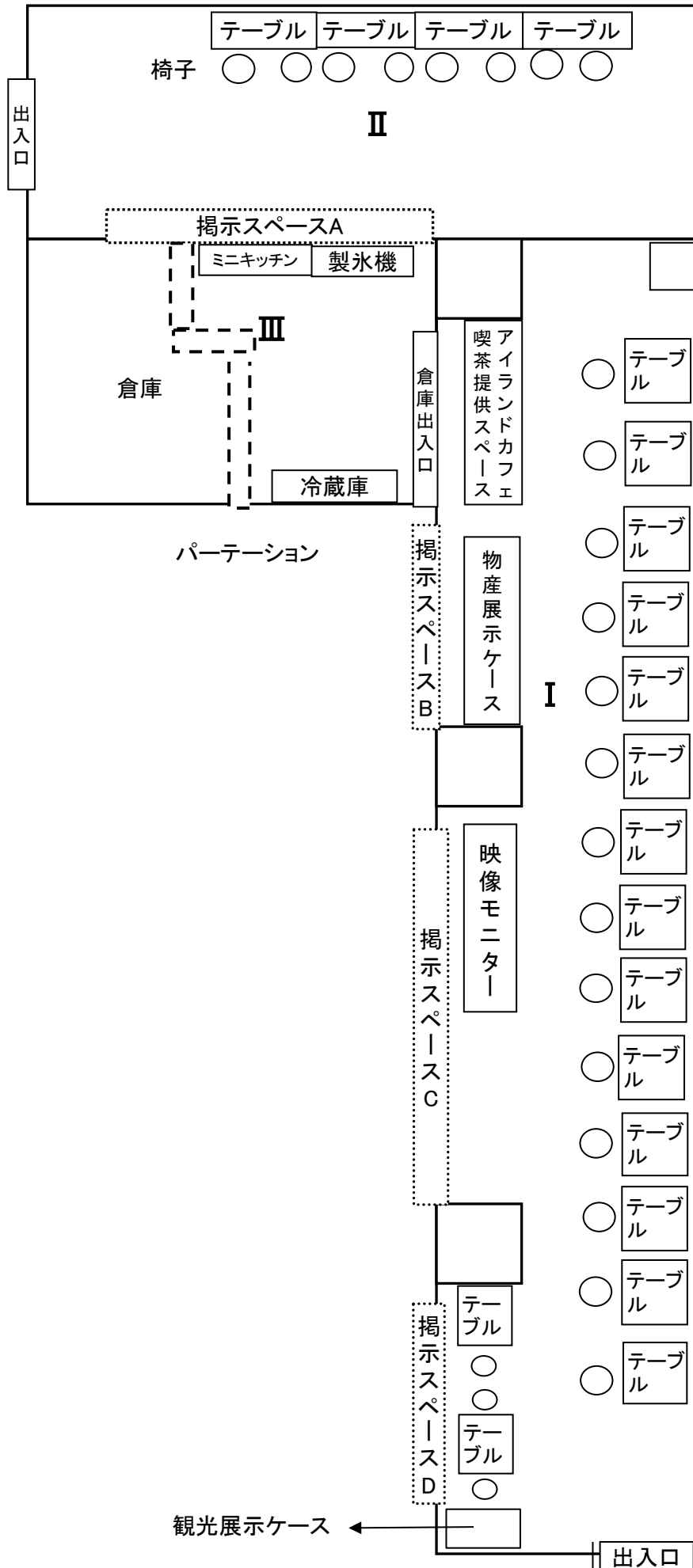
- 1. 業務従事者名、業務内容（実績等）、業務時間（開始時刻：終了時刻）、その他当該業務に関連する事項等を記載した業務日報（当該月業務終了後、翌月の7日までに提

- 出。ただし、委託業務完了月においては、委託業務終了日とする。)
2. 物産品等のコーナー及び喫茶コーナーの商品管理、売上げ状況月度報告（当該月業務終了後、翌月の7日までに提出。ただし、委託業務完了月においては、委託業務終了日とする。）
 3. 業務完了報告書及び委託者が定める完了届（別紙5参照、業務完了後、委託期間終了日までに提出。）

10. その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 契約期間が満了したとき、業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の受託者等に対して、委託者の指示に従い業務の引継ぎをしなければならない。この場合において、引継ぎ方法及び日時は、別途協議するものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者がその都度協議のうえ、対応を決定するものとする。

アイ・リンク情報コーナー内 配置図案



パネル制作仕様

受託者は、パネル掲示の目的に沿った適切な配色やイメージによるレイアウトを決定のうえ、パネルを制作するものとする。

1 パネルの制作

- ア) パネルデザイン及び編集の方針については、委託者と協議のうえ決定するものとする。
- イ) 委託者が提供するパネルデータをもとに、受託者がパネルのデザインを行い、文章の修正、写真及び図等と組み合わせ、指定のサイズにレイアウトするものとする。

なお、必要に応じて観光資源等の写真撮影を行い、デザインに加える事もあるものとする。

- ウ) 上記を踏まえて、パネル案を作成し、委託者に提示し、委託者の承諾を得た後にパネル制作業務を行うものとする。

2 成果物の規格

(1) パネル

- ア) 規 格 A 1 サイズ、発泡ポリスチレン
- イ) 印刷形態 カラー刷り
- ウ) 部 数 総数 2 枚
- エ) フレーム アルミフレーム加工とし、A 1 サイズ (594×841 mm) で 7 mm 厚
- オ) 内 容 委託者が画像データを提供し、紹介文書等を加えてパネルを作成する。

(2) 電子データの提出

本業務の印刷物原版の電子データを電子メールにて、委託者の指定するメールアドレスに提出するものとする。

3 成果品に係る著作権等

- (1) 成果品に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する著作権者の権利のうち受託者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に委託者に譲渡するものとする。

(2) 著作者人格権の制限

- ア) 受託者は、委託者に対し、次に掲げる①～④の行為をすることを許諾する。
 - ① 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。
 - ② 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製し、又は改変すること。

- ③著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - ④成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。
 - イ) 受託者は、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。
 - ウ) 受託者は、委託者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (3) 第三者の著作権等の侵害の防止等
- ア) 受託者は、受託者が委託者に引き渡した成果物のすべてについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受託者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。
 - イ) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

掲示スペース及び展示ケース設置場所
(イメージ)

A



B



C



D



完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名 _____

2. 委 託 場 所 _____

3. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

4. 委 託 金 額 _____ 円

5. 委 託 期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完 了 年 月 日 令和 年 月 日

アイ・リンク情報コーナーの飲料及び物産品等売払代金徴収事務委託契約書

委託者と受託者は、アイ・リンク情報コーナーの飲料及び物産品等売払代金（代行販売によるものは除く）の徴収事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項に基づいて次のとおり委託契約を締結する。

（委託事務）

第1条 委託者は、受託者にアイ・リンク情報コーナーの飲料及び物産品等売払代金の徴収事務を委託し、受託者はこれを履行するものとする。

2 委託者が受託者に徴収を委託する飲料及び物産品等売払代金は、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第37条に定めるものとする。

3 受託者は、本契約に基づき別紙仕様書の定めるところにより飲料及び物産品等売払代金の徴収事務を行う場合には、常に委託者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を忠実に遵守しなければならない。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）その他関係法令を誠実に守るものとする。

（2）受託者は、使用料の徴収事務を行うときは、身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

（3）受託者は、使用料を徴収するときは、調定後、納入通知書を申請者に交付するものとする。

（4）受託者は、使用料の納付を受けたときは、領収日の入った領収書を受託者の名で、申請者に対して交付するものとする。この場合において、受託者が委託者の徴収事務受託者である旨を併せて記載し、領収書控を保存するものとする。

（5）受託者は、徴収に係る使用料を、徴収した日の翌日（その日が市川市の指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の営業日でない日に当たる場合にあつては、その日後において最も近い指定金融機関等の営業日）のうちに現金等払込書に領収済通知書を添えて、当該現金とともに出納取扱店又は収納取扱店に払い込むものとする。

（6）受託者は、指定金融機関等から交付を受けた領収書、現金等払込書及び領収済通知書の控えを適切に保管するものとする。

（7）受託者は、別に定める要領に従い毎月の調定額を調定通知書に記載し、税外収入整理簿に添えて、翌月10日まで（委託業務完了月においては、委託業務終了日）に委託者まで提出するものとする。

（8）受託者は、帳簿（その作成または保存に代えて電磁的記録の作成または保存がされている場合における当該電磁的記録を含む）を備え付け、徴収事務に関する事項を記載し、保存しなければならない。

（一括再委託の禁止）

第2条 受託者は、この契約に基づく事務を一括して第三者に委託し、又は請負わせては

ならない。

(委託期間)

第3条 この契約の期間は、令和8年6月1日から令和8年12月28日までとする。

(事務の委託料)

第4条 委託者が受託者に対し支払う委託事務に要する費用は、令和8年●月●日付けで別に締結した市川市アイ・リンク情報コーナー管理運営業務委託契約の委託料に含まれるものとする。

(委託事務の検査)

第5条 委託者は、委託事務の履行及び適正な執行を確保するために、必要があると認めるときは、受託者に対して、事務の執行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、委託事務の履行及び適正な執行を確保するために、必要があると認めるときは、受託者の事務所に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査し、又は関係者に質問することができる。この場合において、立入検査を行う委託者は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 受託者は、委託者が事前に指定する日時において、徴収事務について検査を受けなければならない。

4 委託者は、前3項の検査を行ったときは、その結果に基づき、受託者に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(委託者の催告による解除権)

第6条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受託者が正当な理由がなく、履行すべき期日を過ぎても事務に着手しないとき。

(3) 受託者が法令又は契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第7条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受託者が、地方自治法第243条の2の3第1項に該当するとき。

(2) 受託者が地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者と判明したとき。

(3) 受託者が契約の解除を申し出たとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除制限)

第8条 前2条に規定する場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第9条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第10条 受託者は、委託者が契約に違反し、その違反により作業を完成することが不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除制限)

第11条 前2条に規定する場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(損害賠償)

第12条 委託者は、第6条又は第7条の規定により契約を解除したときは、損害賠償を請求することができる。

2 受託者は、徴収事務に関して故意又は過失によって委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第13条 受託者は、この契約の期間中及び期間終了後において、この契約に関して知り得た本件業務に関する情報（委託者が本件業務を履行させるために受託者へ提供した情報（個人情報を含む）又は受託者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複製複製も含む。以下同じ。）を、自己又は第三者の利益のために使用してはならず、また第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 受託者が委託者より開示を受けた際、既に受託者が所有していたもの。
- (2) 受託者が委託者より開示を受けた際、公知であったもの。
- (3) 受託者が委託者より開示を受けた後に、受託者の責によらず公知になったもの。
- (4) 受託者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手したもの。
- (5) 受託者が委託者から第三者に対する開示の承諾を事前に文書により得たもの。

2 受託者は、事務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 受託者は、本件業務に関する情報の取扱いについては、第1項に定めるもののほか、別記2「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第14条 事務の実施にあたり、発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために要した費用は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由により発生したときは、この限りでない。

(賃金又は物価の変動に基づく委託金額の変更)

第15条 委託者又は受託者は、契約期間内で契約締結の日から6月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託金額(委託金額から当該請求時の出来形部分に相応する委託金額を控除した額。以下同じ)と変動後残委託金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額について、委託金額の変更の協議に応じなければならない。

3 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から原則として14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは「本条に基づく直前の委託金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託金額が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、前4項の規定にかかわらず、委託金額の変更を請求することができる。

6 前項の場合において、委託金額の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から原則として14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。

(受託者の名称等の変更について)

第16条 受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ委託者に届け出なければならない。

(補則)

第17条 委託者及び受託者は、この契約を信義に従い誠実に履行し、この契約について変更又は疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上その都度決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住所 市川市八幡1丁目1番1号
委託者 市川市
氏名 代表者 市長 田中 甲 印

住所
受託者
氏名 印

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第116条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 市川市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に登載されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、

その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。

- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額又は賃借料（当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（以下この項において「長期継続契約」という。）である場合にあっては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（以下この項において「最高支払予定額」という。））の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる契約の解除に係る当該違約金の額は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 単位数量当たりの契約金額又は賃借料を定めた単価契約 契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額
 - (2) 月額による契約 月額に契約期間の月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、月額に12を乗じて計算した額）の100分の10に相当する額
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

- 第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。
- 2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

- 第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

（遵守義務違反）

- 第5条 市は、契約の相手方が前条に違反した場合は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準の定めるところにより、競争参加資格停止の措置を行う。下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この委託契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 受託者は、この委託契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この委託契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 受託者は、この委託契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 受託者は、この委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受託者は、この委託契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず委託者の承諾を得るものとする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、この委託契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 受託者は、この委託契約の事務を処理するに当たり、個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第8条 受託者がこの委託契約の事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡し、若しくは委託者の指示に従い抹消するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(受託事業所への立入検査に応じる義務)

第9条 委託者は、必要があると認めるときは、この委託契約の事務に係る受託者の受

託事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は受託者に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 受託者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第10条 受託者が故意又は過失により個人情報情報を漏えいしたときは、受託者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(個人情報情報の無断持ち出しの禁止)

第11条 受託者は、委託者から提供を受けた個人情報情報が記録された資料等について、委託者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この委託契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この委託契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(適正管理)

第12条 受託者は、この委託契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受託者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

別記2

情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 委託者が本件業務を履行させるために受託者へ提供した情報（個人情報を含む）又は受託者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

(目的外利用の禁止)

第3条 受託者は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 受託者は、本件業務の履行に当たり委託者に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、委託者の承認を得なければならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受託者は、本件業務に関する情報を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受託者は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず委託者の承諾を得るものとする。

2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、委託者が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 受託者は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受託者は、本件業務に関する情報を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 受託者は、本件業務に関する情報について、委託者の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 受託者は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

- (1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。
- (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、受託者が開発し、又は開発させ委託者に納入している情報システムの改修が必要となるときは、委託者と対応策を協議するものとする。

(3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、委託者と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 受託者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 受託者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、受託者は、直ちに、委託者に報告するとともに、委託者の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 受託者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を委託者に報告しなければならない。

3 委託者は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

第11条 受託者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について委託者と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 受託者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

第12条 受託者は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって委託者に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 委託者は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、受託者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 委託者は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定し

た職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、受託者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 受託者は、委託者から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 受託者は、受託者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって委託者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。

納付書（調定書）兼領収済通知書及び税外収入整理簿作成要領

1. 納付書（調定書）兼領収済通知書

- ①前日の売上金額及び明細を確認。
- ②納付書に必要事項を記入し、最寄の金融機関で納付。
- ③金融機関の領収印の押印された領収書を保管。

記入例

No. 通し番号を記入

納付書（調定書）兼 領収済通知書

住 所	〒 270-**** 千葉県〇〇市▲▲×丁目×番地〇〇号		◎お願い この用紙は直接機械により処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。	
氏 名	株式会社〇〇 代表取締役 〇山▲男 様			
年 度	令和〇〇年度	会 計		一般会計
款 項 目	諸収入 雑入 雑入	節 細 節		雑入 その他
32 調定番号				
金 額				
整理番号				
課	〇▲記念館			
納 入 の 内 容	〇〇の売上金額 ×月×日分			
主 管 課	観光振興課			
担 当 者 印	上記のとおり領収 したので通知します。		領 収 日 付 印	
担当者名を記入		市川市会計管理者 様		
市 川 市 保 管 (OFFP01300)				

市川市の各施設指定
の項目を記入

市川市の各施設の
調定番号を記入

納付金額を記入

市川市の各施設を
所管する課名等を記入

2. 税外収入整理簿

市指定の様式に必要な事項を記入し、物産品等を販売している市川市の各施設別に作成する。